

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和4年5月9日 開会時間・午前・午後 9時56分 閉会時間・午前・午後10時13分
出席者	安井 智子 南谷 清司 毛利 廣次 原 一郎 豊島 保夫 山田 紘治	
欠席者		
オブザーバー	議長 糟谷 玲子 副議長 野口 佳宏	
傍聴者	花村 隆	
説明のために出席した者	石黒副市長 橋本総務部長 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	○ 第2回 臨時会について ○ その他	

【開会＝午前9時56分】

安井委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。13日の臨時会についての協議を行います。本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、市長提出案件について執行部から説明願います。副市長よろしくお願いいたします。

副市長

皆さんおはようございます。それでは令和4年5月13日開会の第2回羽島市議会臨時会において審議をお願いいたします付議案件について説明いたします。なお、先般の全員協議会で報告しましたとおり、今臨時会から議案書を改め文方式から新旧対照表方式に変更しておりますのでよろしくお願いいたします。

付議する案件の中、内訳は専決処分の報告2件、専決処分の報告並びにその承認4件、人事案件1件、令和4年度補正予算1件、動産の取得1件、以上9件でございます。それでは、議案書に従いまして順次説明させていただきます。

まず議案書の1ページをお願いいたします。「報第1号 専決処分の報告について」であります。このことにつきましては、令和3年12月1日午前1時30分ごろ、羽島市上中町中522番地先において、市道に埋設されている有蓋防火水槽の蓋が外れている吸管投入孔の上を走行していた普通乗用車の右側タイヤが損傷いたしました。これに対する損害賠償の額を専決処分により定めましたのでご報告をするものでございます。損害賠償の額は4万8280円で損害賠償の相手方は羽島市在住の個人となります。

次に2ページをお願いいたします。「報第2号 専決処分の報告について」であります。このことにつきましては報第1号と同様の時刻におきまして、市道に埋設されている有蓋防火水槽の吸管投入孔から外れた蓋に乗り上げた普通乗用車の左側の車体下部が損傷しました。これに対する損害賠償の額を専決処分により定めましたのでご報告をするものでございます。損害賠償の額は5万6千4828円で損害賠償の相手方は羽島市在住の個人となります。

次に3ページをお願いいたします。「承第3号 専決処分の報告並びにその承認について」であります。このことにつきましては、下段の専第2号 羽島市税条例等の一部を改正する条例について、3月31日に専決処分いたしました

ので報告し、承認をお願いするものでございます。地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、羽島市税条例等の一部を改正する条例を定めたものでございます。別冊の議案要綱の1ページをお開きください。改正の内容といたしましては、まず市民税に関することにつきましては、住宅借入金等特別控除について、これまで令和3年度までとなっておりましたのを、令和4年から令和7年までに住宅を取得し、居住の用に供するものに対して延長することとしたものでございます。次に固定資産税、都市計画税に関することにつきましては、わがまち特例を法改正に合わせて規定するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を現行の評価額5%を2.5%としたものでございます。この条例はそれぞれに定める日から施行し、所要の経過規定を設けるとともに、その他所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に議案書30ページをお願いいたします。「承第4号専決処分の報告並びにその承認について」であります。このことにつきましては、下段の専第3号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、3月31日に専決処分いたしましたので報告し、承認をお願いするものです。地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めたものでございます。議案要綱の2ページをお開きください。改正の内容といたしましては、医療給付費分に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げ、地方税法施行令に定められた限度額としたものでございます。この条例は令和4年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるとともに、その他所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に議案書の36ページをお願いいたします。「承第5号専決処分の報告並びにその承認について」でございます。このことにつきましては、下段の専第4号 羽島市介護保険条例の一部を改正する条例について、3月31日に専決処分いたしましたので報告し、承認をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等において、介護保険料を減免する措置を延長するため、羽島市介護保険条例の一部を改正したものでございます。改正の内容といたしましては、現在

新型コロナウイルス感染症に伴い、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの期間に納期限が定められている介護保険料について減免措置が行われていますが、その適用期限を延長し、令和5年3月31日までの期間に納期限が定められている介護保険料を対象としたものでございます。この条例は令和4年4月1日から施行したものでございます。

次に38ページをお願いいたします。「承第6号 専決処分報告並びにその承認について」であります。このことにつきましては、39ページの「専第5号 令和3年度羽島市一般会計補正予算（第22号）」について、3月31日に専決処分いたしましたので報告し、承認をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額に9億7278万6000円を追加し、総額を294億2960万5000円としたものでございます。補正の内容は地方譲与税各種交付金、寄附金等の歳入額の確定による基金積立金の増額及び財源振替等でございます。

次に58ページをお願いいたします。「議第32号 羽島市固定資産評価委員の選任について」であります。このことにつきましては、令和4年4月1日付の人事異動に伴い、税務課長の清水宏昌さんを固定資産評価委員として選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に59ページをお願いいたします。「議第33号 令和4年度羽島市一般会計補正予算（第1号）」についてであります。このことにつきましては、歳入歳出予算の総額に2億463万4000円を追加し、総額を227億463万4000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、水路改良事業、ビジネスチャレンジ支援事業、消防施設改修事業等でございます。財源としましては、国庫補助金、基金繰入金等を充てるものでございます。

次に68ページをお願いいたします。「議第34号 動産の取得について」でございます。このことにつきましては、南部学校給食センターにおいて、食管保管用の蒸気式消毒保管機を取得したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。取得の目的は、現在使用している保管機の老朽化に伴う更新、取得の方法は指名競争入札、取得の金額は2310万円で取得の相手方は、岐阜市中鶉2丁目105番、岐阜アイホー調理器株式会社でございます。

<p>安井委員長</p>	<p>以上、今臨時会において審議をお願いする付議案件の概略について説明いたしました。なお、人事案件に関する議案といたしまして、市議会議員の中から選任されます羽島市監査委員の選任について、臨時会の中で追加提出させていただく場合がございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。よろしいですか。</p> <p>(特になし)</p>
<p>安井委員長</p>	<p>執行部は退出していただいて結構です。ご苦労様でした。</p> <p>(執行部退席)</p>
<p>安井委員長</p>	<p>次に会期日程等について、局長説明をお願いいたします。</p>
<p>議会事務局長</p>	<p>それでは、会期日程等につきまして事務局の方から説明させていただきます。今臨時会に提案される案件は、先ほど副市長から説明がありましたとおり、専決処分の報告等についてが6件、人事案件が1件、動産の取得が1件、補正予算関係が1件、あわせて9件であります。よって、会期は1日間ということでお願いしたいと思います。</p> <p>次に議事の進行につきまして、「新庁舎建設特別委員会の廃止について」を議長発議として議題としていただき、採決まで進めていただきます。この案件については4月27日の全員協議会で廃止についての了解をいただきましたが、議会の構成に関する案件ですので最初に議題とさせていただきます。</p> <p>続いて、市長から提出案件の説明、関係部長からの詳細説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決と進めることとなりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、正副議長等から辞職願が提出された場合の議事の進行について説明いたします。まず、辞職願が提出された段階で日程に追加し、辞職許可、選挙と進めます。次に役員人事等についても日程に追加して行います。各常任委員会、議会運営委員会は令和3年5月14日に選任、今回が5月13日ということで、常任委員の1年という任期満了前の改選となります。しかし、令和3年改正後の委員会条例第3条第2項により、任期満了前の改選ができるようになりましたので、第4条第3項で準用する議会運営委員</p>

会についても同様に改選を行います。条例改正後初めての選任ということになります。今までは任期満了前の選任に関する条例の規定がなく、所属変更ということで行っていましたが、今後全て選任で行うこととなります。議会改革特別委員会、広報広聴委員会は辞任していただいたからの選任となります。さらに、監査委員の選任に関する議案が提出されましたら、日程に追加し、説明を求めたあと、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決と進めていただきます。

以上、日程、議事進行について説明させていただきましたが、併せてその他事項として2点、閉会中の継続審査の申し出と委員名簿の議場配付について説明させていただきます。まず、閉会中の継続審査の申し出について説明させていただきます。委員会の活動は議会の開会中に限られておりますが、例えば委員の派遣や所管事務の調査のための補助的手段もあり、会議規則第105条の委員の派遣は会期中、会期外を限定しておりません。したがって、継続審査として付される案件は必ずしも議案にある必要はなく、特定事務調査のようなものも付託できると考えられます。よって、各委員会の所管事項について会議規則第110条による閉会中の継続審査に付すことをお願いします。

次に委員名簿の議場配付についてであります。各常任委員会、議会運営委員会、議会改革特別委員会などの委員を選任することになりますが、本会議場に配布する名簿は委員会ごとに委員の氏名を記載した名簿となりますのでよろしく願いいたします。なお、ごみ処理施設建設特別委員会、予算決算特別委員会につきましては、現在の正副委員長、委員の氏名を記載したものを配布しますのでご了承いただきますようお願いいたします。以上でございます。

安井委員長

会期日程については局長から説明のあった通り進めてよろしいですか。

(異議なし)

安井委員長

会期は1日間とし、日程については局長の説明のとおり進めることといたします。

議会事務局長

臨時会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応についてというA4、1枚の案内の用紙を配付してございます。この臨時会におきましても、前回の定例

安井委員長	<p>会同様、このような防止措置をとりたいと思いますが、このようにご案内してよろしいかご協議願います。</p> <p>今、局長さんと説明されましたけれども、前回と同じようにさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(特になし)</p>
安井委員長	<p>これで議会運営委員会を閉会いたします。ご苦労様でございました。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前10時13分】</p>